

平成31年5月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 4件

計 6件

番号	報告第1号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第5条及び第8条第3項の規定に基づき、委員及び調査員の委嘱及び任命について、教育長専決を行ったので、これを報告するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 平成31年4月24日</p>		

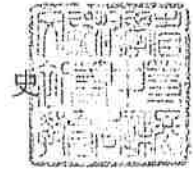
番号	報告第2号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和2年度使用松原市立義務教育書学校教科用図書選定(中学校)に係る諮問について		
説明	<p>令和2年度に中学校で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書について、平成30年度検定において新たな申請がなかったため、平成26年度検定合格図書等の中から採択することとなります。よって本件につき、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問することを教育長専決にて行ったので、これを報告するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和元年5月9日</p>		



30 初教科第 33 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
森 友 浩



(印影印刷)

2020 年度（新元号 2 年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1853 号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成 26 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 26 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 27 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 27 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。
 - (イ) 可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。
 - (ウ) 上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。
 - (オ) 別途送付している「平成 32 年度（新元号 2 年度）用一般図書一覧」（平成 31 年 3 月 1 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。
なお，分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，平成 31（2019）年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。
なお，2020 年度（新元号 2 年度）用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては，採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第，4 月末日（教科書センターについては 5 月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できることとしているが，翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6 月 10 日以降の最初の金曜日である 6 月 14 日から 14 日間（法定展示期間）開催すること（平成 31 年文部科学省告示第 41 号）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後 1 年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9 月 16 日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
- なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
- 報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規

定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については2020年度（新元号2年度）から、中学校については2021年度（新元号3年度）から、高等学校については2022年度（新元号4年度）から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、2020年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度(西暦)		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎			◎	◎			
		採択				△			△	△		
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

番号	議案第 1 号	担当	教育総務部教育総務課 学校教育部教職員課
議案名	平成 3 0 年度松原市一般会計補正予算（第 6 号）について		
説明	<p>（教育総務課）</p> <p>平成 3 0 年度松原市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うもの。</p> <p>補正予算の内容については、下記のとおりです。</p> <p>●平成 3 0 年度に施工しました各中学校トイレ改造事業について、国庫補助の事業採択がなされなかったことから、歳入の国庫補助金の減額補正と市債の増額補正を行うものです。</p> <p>なお、金額については決算見込みの市債借入額（34,000 千円）に不足する 8,800 千円を追加し、同額を国庫補助金から減額するものです。</p> <p>そのため、予算上は 1,700 千円の国費が残っているものです。</p> <p>上記歳入の変更に伴い、歳出については財源構成の変更を行うものです。</p> <p>（教職員課）</p> <p>平成 3 0 年度松原市一般会計補正予算のうち、教職員課所管分について、松原市奨学基金の平成 3 0 年度中の預金利息 9,087 円を基金に積み立てるものです。</p> <p>なお、平成 3 0 年度は、中学 3 年生 2 名に貸し付けを行った。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 2 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、校園長会及び PTA 協議会の体制変更及び市の人事異動に伴い、新たに委員の委嘱を行うものです。</p> <p>(PTA 役員 2 名、学校長 2 名、市職員 1 名の計 5 名)</p> <p>(任 期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和 2 年 9 月 2 4 日)</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>松原市小中学校通学区域審議会規則第 3 条</p>		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和2年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	中田靖人	松原市議会 議員	市議会の議員	
2	鍋谷 悟	松原市議会 議員	市議会の議員	
3	河本 晋一	松原市議会 議員	市議会の議員	
4	篠本 雄嗣	松原市議会 議員	市議会の議員	
5	池内 秀仁	松原市議会 議員	市議会の議員	
6	中尾 良作	松原市議会 議員	市議会の議員	
7	森田 夏江	松原市議会 議員	市議会の議員	
8	堤 実	松原市町会連合会 副会長	学識経験のある者	
9	藪野 正一	桜ヶ丘連合会 会長	学識経験のある者	
10	林 有香	松原市PTA協議会 役員	学識経験のある者	
11	牧田 孝弘	松原市PTA協議会 役員	学識経験のある者	
12	北崎 明広	松原市PTA協議会 役員	学識経験のある者	
13	吉村 盛善	松原商工会議所 会頭	学識経験のある者	
14	二木 信彦	松原青年会議所 元理事長	学識経験のある者	
15	西田 孝司	社会教育委員	学識経験のある者	
16	安松 昌信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	秋山 弥	阪南大学 教授	学識経験のある者	
18	佐藤 博人	松原第五中学校 校長	学校の長	
19	山森 篤	松原小学校 校長	学校の長	
20	大浦 靖久	市長公室長	市の職員	
21	田村 滋近	市民生活部長	市の職員	

※ 下線部が新たに委嘱する委員

○松原市立小中学校通学区域審議会規則（昭和45年12月1日教委規則第6号）
改正平成17年9月30日

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）市議会の議員
- （2）学校の長
- （3）市の職員
- （4）学識経験のある者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第3号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうものです。</p> <p>(任 期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和2年5月31日)</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 教育委員会承認後</p>		

松原市社会教育委員 委員名簿

番	氏名	役職又は所属	分類	備考
1	<u>田中</u> 繁	松原中学校 校長	学校教育関係者	
2	たきざわ きみこ 瀧澤 公子	中央小学校 校長	学校教育関係者	
3	<u>藤野</u> 喜嗣	松原市PTA協議会 会長	社会教育関係者	
4	あずま ひろあき 東 宏晃	松原市青少年指導員協議会 会長	社会教育関係者	
5	まつした こ 松下 のぶ子	松原市こども会育成連絡協議会 会長	社会教育関係者	
6	てらにし みちえ 寺西 美智枝	元松原市地域婦人団体協議会理事	社会教育関係者	
7	うらの みちこ 浦野 迪子	松原市内保育園 理事長	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
8	いわさき さいこ 岩崎 才子	公民館利用代表者	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
9	にしだ たかし 西田 孝司	松原市文化財保護審議会委員	学識経験者	
10	さくらい やすひさ 櫻井 靖久	阪南大学経済学部准教授	学識経験者	

※下線部が新たに委嘱する委員

改正

平成14年3月29日条例第14号

松原市社会教育委員条例

松原市社会教育委員の定数等に関する条例（昭和30年条例第37号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員を代表し、委員の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第4号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市公民館運営審議委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうものです。</p> <p>(任 期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和2年9月30日)</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 教育委員会承認後</p>		

松原市立公民館運営審議会委員 委員名簿

番	氏名	役職又は所属	分類	備考
1	<u>磯田</u> やすしとし 康俊	松原西小学校 校長	学校教育関係者	
2	<u>土屋</u> としあき 敏明	松原第四中学校 校長	学校教育関係者	
3	かの ゆみこ 加野 弓子	松原市文化連盟 会長	社会教育関係者	
4	<u>篠本</u> ひろし 雄嗣	松原市PTA協議会 副会長	社会教育関係者	
5	まつした のぶ子 松下 のぶ子	松原市子ども会育成連絡協議会 会長	社会教育関係者	
6	やまもと ゆきこ 山本 幸子	元松原市地域婦人団体協議会 理事	社会教育関係者	
7	なかさき りん 中崎 理恵	公民館利用代表者	社会教育関係者	
8	ひがしだ きょうこ 東田 京子	元PTA役員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	<u>渡辺</u> たつみ 辰美	松原市民生委員児童委員協議会 副会長	学識経験者	
10	しみず じつどう 清水 實道	布忍寺 住職	学識経験者	

※下線部が新たに委嘱する委員

改正

平成14年3月29日条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 学校教育関係者
- （2） 社会教育関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。